

# 施設基準により院内掲示する手術の件数

<症例数は令和7年1月1日～令和7年12月31日の1年間に当院で実施した当該手術の実績数値>

手術の区分・項目等		件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	59
	イ 黄斑下手術等	420
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	91
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	99
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	0
	イ 水頭症手術等	32
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	2
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	25
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	23
区分3	ア 上顎骨形成術等	2
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	4
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2
	エ 母指化手術等	4
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種腎移植術等	90
区分4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（医科点数表第2章第10部手術の通則4を除く）	524
その他の区分	ア 人工関節置換術	76
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	39
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	76
	経皮的冠動脈形成術	116
	急性心筋梗塞に対するもの	30
	不安定狭心症に対するもの	7
	その他のもの	79
	オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0
	経皮的冠動脈ステント留置術	147
	急性心筋梗塞に対するもの	34
	不安定狭心症に対するもの	7
	その他のもの	106